

**平成24年度から国民健康保険税の税率を変更します**

竹原市の国民健康保険財政は、医療費などが年々増加して財源が不足しています。財源不足を補って安定的に運営していくため、平成24年度から国民健康保険税の税率を変更します。

加入者のみなさんにはご負担をおかけしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

**■医療費の増加**

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人を除くすべての人が加入し、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるよう、加入者みんなで助けあう制度です。

しかし、近年、生活習慣病の増加、高度先進医療機器の充実や高齢化により一人あたりの医療費が年々増加しています（5ページ右上グラフ参照）。

また、経済状況の低迷により保険税収入が落ち込んでおり、非常に厳しい財政運営となつています。

**■保険税率の変更**

平成24年度の保険税率を次のとおり変更します。

▼国民健康保険税率

		改正前 (平成23年度)	改正後 (平成24年度)
医療保険分	所得割額	5.2%	6.6%
	資産割額	19.0%	19.0%
	均等割額	20,000円	23,500円
	平等割額	14,800円	17,800円
後期高齢者支援分	所得割額	2.0%	2.4%
	資産割額	6.0%	6.0%
	均等割額	7,400円	8,300円
	平等割額	5,400円	6,300円
介護保険分（※）	所得割額	2.1%	2.7%
	資産割額	5.0%	5.0%
	均等割額	8,000円	8,600円
	平等割額	7,000円	7,900円

**減免制度**

災害等による被害を受けた人や失業などにより所得が著しく減少した人などは、国民健康保険税及び医療機関窓口で支払う一部負担金の減免等を受けられる場合があります。申請・問い合わせはそれぞれの窓口まで申し出てください。

問い合わせ

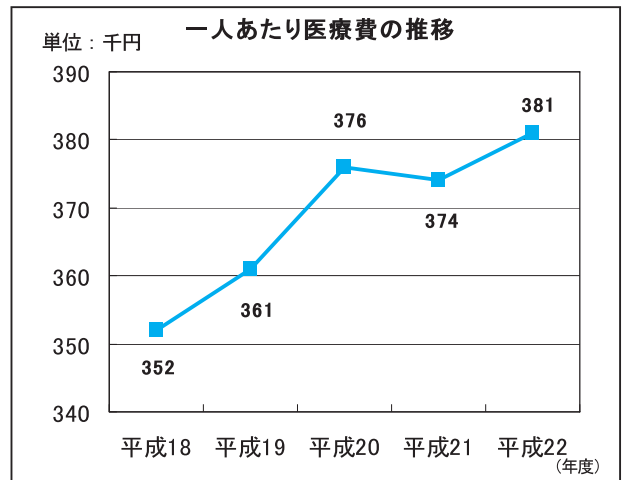
保険税・税務課  
一部負担金・市民健康課

☎ 22-7732  
☎ 22-7734

所得割額：(被保険者の総所得金額等 - 33万円) × 税率 (%)  
 資産割額：被保険者の土地・家屋にかかる固定資産税額 × 税率 (%)  
 均等割額：被保険者数 × 税率 (円)  
 平等割額：被保険者の世帯数 × 税率 (円)



※介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます。  
 ※医療保険分・後期高齢者支援分・介護保険分の合計額が、年間の保険税額です。  
 ※詳しくは7月初旬に送付する納税通知書に同封の「国民健康保険税について」で確認してください。



## ■加入者のみなさん一人ひとりの協力を

今後とも安定した国保財政を維持していくためには、加入者のみなさん一人ひとりの協力が欠かせません。

### ①重複受診はやめましょう

重複受診をすると、医療機関ごとに初診料がかかり、基本的な検査や同じ処置などを繰り返すため、時間と医療費が多く必要になります。

また、薬や注射などが重複することにより皆さんの体にかかる負担や危険性も高くなります。

### ②薬のもらいすぎに注意しましょう

薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。

医療費の節約だけでなく、薬は用法・

用量を守って服用しなければ、効果が得られないばかりか症状が悪化することもあります。

### ③保険税は納期限内に納付を

期限内の納付が難しい場合は、税務課へ相談してください。

## ■生活習慣の改善で健康寿命を伸ばしましょう

医療費を抑制（節約）するには、何よりも加入者の皆さんが「健康」であることが一番の方法です。

日ごろから健康の維持・増進を心がけ、病気の芽を摘み取れるように自身の生活習慣を改善しましょう。

### ☆生活習慣のヒント☆

①よく噛んで腹八分目を守る。

②和食メニューを増やすなどして脂質を控える。

③食事は朝・昼・夕規則正しく食べ、できるだけ夕食は就寝3時間前にする。

④週に1日は休肝日をつくり、お酒を飲むときは野菜などのつまみと一緒に。

⑤階段を使うなど、面倒がらずに家事や仕事でこまめに動く。

⑥起床・就寝時などにストレッチをするなど、体を動かすよう心がける。

⑦禁煙に挑戦する。

⑧時には休養も大切。ストレスをためない。

⑨健康診断等で定期的に自分自身の健康管理をする。



## 子宮頸がん・乳がん・大腸がん無料検診

無料検診対象者は次のとおりです。

☆子宮頸がん無料検診対象者（生年月日）

平成 3年4月2日～平成 4年4月1日
昭和 61年4月2日～昭和 62年4月1日
昭和 56年4月2日～昭和 57年4月1日
昭和 51年4月2日～昭和 52年4月1日
昭和 46年4月2日～昭和 47年4月1日

☆乳がん（女性のみ）・大腸がん無料検診対象者（生年月日）

昭和 46年4月2日～昭和 47年4月1日
昭和 41年4月2日～昭和 42年4月1日
昭和 36年4月2日～昭和 37年4月1日
昭和 31年4月2日～昭和 32年4月1日
昭和 26年4月2日～昭和 27年4月1日

がんの早期発見・早期治療をするため、国が示す基準日において、市内在住の人に対して市が実施する検診のみで使用できるクーポン券などを、5月下旬に個人通知する予定です。

問い合わせ 保健センター ☎ 22-7157

## 健診を受けましょう

早期発見、早期治療や病気の重症化を防ぐため、毎年健診を受けて、自分の健康状態を把握しましょう。

市が行う健康診査の案内冊子を、広報たけはら5月号とともに各家庭へ配布しています。申し込みが必要な健診については、期日までに冊子についているハガキでお申し込みください。

### 問い合わせ

●特定健診・人間ドック・後期高齢者健診  
市民健康課医療年金係

☎ 22-7734

●各種がん検診・歯周疾患検診  
保健センター

☎ 22-7157